

令和 6 年 第 2 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 6 年 2 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

## 令和6年第2回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年2月20日(火) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町総合福祉センター

### 3 出席した委員

#### 農業委員

1 番 岡森 喜与一  
2 番 山本 長栄  
3 番 松ノ木 睦男  
4 番 新田 善男  
6 番 細川 仁  
7 番 堂屋 剛  
8 番 木村 正美  
10 番 八丁野 よし子  
11 番 坂下 千枝子

#### 農地利用最適化推進委員

雫 石 藤村 博志  
雫 石 福崎 公博  
御 所 吉田 光彦  
御 所 川口 英敏  
御 所 細川 健一  
西 山 高橋 浩之  
西 山 柿木 一明  
西 山 山田 裕明  
西 山 松本 光正  
御明神 南野 久晃  
御明神 木村 久雄  
御明神 夷森 和人  
御明神 砂壁 純也

### 4 欠席した委員

農業委員 9 番 山崎 忍

推進委員 雫 石 徳田 雅博 御 所 米澤 晃 御明神 伊藤 庄一

### 5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第4号 適用外証明願に対する可否決定について

議案第5号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に  
対する可否決定について

議案第6号 農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願いに  
対する可否決定について

## 6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 高橋 恵 主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後2時00分

議長 ただいまから、令和6年第2回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は農業委員9名、推進委員13名、計22名です。  
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありました。確認したいことなどございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、会議録署名人には2番、山本 長栄委員 3番、松ノ木 睦男委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。  
次に報告第1号～第2号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長 報告第1号～2号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」表のとおり12件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」表のとおり2件提出がありました。

番号1の解約理由は、解約し第三者と賃借するためです。  
関連する案件を、このあと議案第2号で、ご審議いただきます。

番号2は、解約の理由ですが、賃借人と売買のためです。  
関連する案件をこのあと議案第1号で、ご審議いただきます。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

はい、8番木村委員。

8番 木村委員 8番木村です。報告1号の4番の関係で緊急取得した理由について、どういうわけで、カッコ書きで(推定)と書いてあるのですか。

高橋係長 はい、(推定)というのは、病院で亡くなった場合は、死亡推定日時がはっきりしますが、一人孤独死や自殺などの場合には、カッコ付きで(推定)が付きます。死亡日時がはっきりしない場合、このようなかたちで(推定)と書いて出させていただきますのでよろしくお願ひします。

8番 木村委員 はい、わかりました。

議 長 他にございせんか。  
なければ報告第1号～第2号を終わります。  
次に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第1号について説明いたします。

番号1 ○○、田7筆、畑2筆、面積計17,096㎡、3条無償移転、  
譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が規模を拡大するため、叔父からの贈与に至ったものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところです。

番号2 ○○、畑4筆、面積計2,001㎡、3条使用貸借、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○。申請事由は、貸付人の子が経営移譲年金を受給するため孫と貸借するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から○○へ約○○m向かった場所になります。

番号3及び番号4は、○○が所有する 田1筆、面積592㎡、と  
○○が所有する 田1筆、面積781㎡を、交換しようとするものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』・『3条：○○・○○』となっているところです。

番号5 ○○、田3筆、面積計4,000㎡、3条貸貸借、  
貸付人○○、借受人 ○○。  
申請事由は、借受人が規模拡大することから貸貸借するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○の東側です。

番号6 ○○ 田1筆、面積1,009㎡、3条無償移転、  
譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が規模拡大することから贈与  
するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっていて、○○から  
○○へ約○○m向かった場所になります。

番号7 ○○ 田2筆、面積5,139㎡、3条有償移転、  
譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が規模拡大することから売買  
するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっていて  
ところで、○○から○○へ約○○m向かった場所になります。

番号8 ○○ 田2筆、畑4筆、面積計34,152㎡、3条使用貸借、  
貸付人 ○○、借受人 ○○。申請事由は、貸付人が経営移譲するため、予と使  
用貸借するものです。

場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっていて、○○か  
ら○○へ約450m、○○へ約○○mそれぞれ向かった場所になります。

いずれの案件も総会資料に添付しました調査書に記載されているとおり、農地  
法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思  
えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑の前に現地確認報告を2番 山本委員にお願いします。

2番 山本委員

2番、山本です。2月15日に私と、藤村推進委員、吉田推進委員、砂壁推進委  
員の3班4名と事務局で現地を確認して来ました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり状況であり、贈与後も引き続き水稻・  
野菜を作付けする予定であり、問題ないと思われれます。

次に番号2について報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料のとおり、畑として利用している部分と雑草  
一面の部分がありましたが、本件は農業者年金に係る使用貸借であるため、貸借  
後も変わりなく利用されるものと思われれます。

次に番号3と番号4について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり状況であり、交換後も水稻を作付け  
する予定であり問題ないものと思われれます。

次に番号5について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり状況であり、賃貸借後も引き続き水稲を作付けする予定であり問題ないものと思われます。

次に番号6について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり状況であり、贈与後も引き続き野菜等を作付けする予定であり問題ないものと思われます。

次に番号7について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり状況であり、売買後も引き続き水稲を作付けする予定であり問題ないものと思われます。

次に番号8について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料のとおり状況であり、父から子への経営移譲であるため使用貸借後も引き続き牧草を作付けする予定のため、問題ないものと思われます。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、8番木村委員。

8番 木村委員

8番木村です。9ページの7番について質問します。

売買にしては、1万円という金額は少し安すぎるのではないかと思います。課税評価額と比べてどうなのか調べているのであれば教えていただきたいと思います。今、いくら農地が安いからといっても安すぎるのではないかという気がしますので質問したいと思います。

四ツ家主任

はい、9ページですが、10aあたりが10,000円で総額は51,390円と、確かに安いのですが、評価額的には山のほうなので宅地基準ではありません。

太田局長

こちらのほうで正確な数値としては分かり兼ねますが、固定資産税の評価額で言いますと、経験上ということで述べさせていただきますと、長山の芦谷地の田んぼですと、㎡あたり100円に満たない位だと思います。町中の北たんぼ、南田んぼでも固定資産税の評価額としては、㎡あたり百数十円という金額でありますので実際には売買価格と比較しての参考にはならないと思います。

議長

はい、8番木村委員。

8番 木村委員

はい、言われている通り、10aあたりの一反部1枚ということなので理解してましたけれども、零石町内でも百何十円ですが、実際欲しいとなれば売る側も欲し

いとなれば高くなるというのが普通なので、比較して10,000円というのは、ギリギリの線だと思い、お聞きしたいと思いました。それと、もう一つ質問ですが、同じ〇〇さん同士なので、色々関係性から評価額的な部分での売買になったのか分かる範囲で差し支え無ければ教えていただきたいです。

高橋係長 先ほどの18条の報告の中でも、お示しさせていただきましたとおり元々、貸し借りを長年行っている方々でしたので、ご親族であり今までもずっと農地を使っている関係もあったので、そのまま売りたいという形で一緒にお越しいただくところになります。価格的には、確かに安いと思うかもしれませんがお互いには、次の後継者や色々考えて、切りのいい10,000円という価格になり、標準価格とは合わないというお気持ちもあるかもしれませんがお互いに納得した金額としてお示しいただいた部分になりますので、どうぞよろしくお願ひします。

議 長 少し付け加えますが、〇〇さんと、〇〇さんをよく私も知っていますが、〇〇さんも背も小さくなり腰も曲がり、年も重ね、なかなかゆるくないと見ていましたので集積も、いた仕方ないと思います。

8番 木村委員 はい、わかりました。

議 長 他にございませぬか。  
なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願ひします。

委 員 『全員挙手』

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  
次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。  
本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございしますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませぬか。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、分割して審議いたします。  
初めに、番号1から13及び番号15から25について事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第2号について説明いたします。

番号1 〇〇 畑1筆、面積758㎡、売買、譲渡人 〇〇、  
譲受人 〇〇 転用目的 資材倉庫。転用理由は、事業拡張による

資材倉庫の新築。工期は令和6年4月から令和7年3月まで、売買総額は、3,800,000円、工費総額は5,500,000円となっています。

場所は参考資料にあります『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。

申請地周辺の状況は農地と農地外が混在しており、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であり、代替性がないことから、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。

番号2 〇〇 畑1筆、面積297㎡、売買、譲渡人 〇〇、  
譲受人 〇〇 転用目的 一般個人住宅。転用理由は、住宅の新築。  
工期は、令和6年4月から令和6年11月まで、売買総額は3,150,000円、  
工費総額36,700,000円となっています。

場所は参考資料にあります『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇の西側になります。

申請地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われます。

番号3から番号25については、同一事業による一時転用であり、〇〇へ賃貸借するものです。土地の登記地目と筆数、転用面積、所有者名をご説明いたします。

- |      |    |                      |
|------|----|----------------------|
| 番号3  | 〇〇 | 田2筆、面積計123㎡、〇〇       |
| 番号4  | 〇〇 | 田2筆、面積計8㎡、〇〇         |
| 番号5  | 〇〇 | 田1筆、面積502㎡、〇〇        |
| 番号6  | 〇〇 | 田1筆、面積357㎡、〇〇        |
| 番号7  | 〇〇 | 田2筆、面積計612㎡、〇〇       |
| 番号8  | 〇〇 | 田1筆、面積73㎡、〇〇         |
| 番号9  | 〇〇 | 田1筆、面積129㎡、〇〇        |
| 番号10 | 〇〇 | 田1筆、面積1,789㎡、〇〇      |
| 番号11 | 〇〇 | 田1筆、面積2,071㎡、〇〇      |
| 番号12 | 〇〇 | 田1筆、面積370㎡、〇〇        |
| 番号13 | 〇〇 | 田1筆、面積702㎡、〇〇        |
| 番号15 | 〇〇 | 田3筆、面積計201㎡、〇〇       |
| 番号16 | 〇〇 | 田2筆、面積計43㎡、〇〇        |
| 番号17 | 〇〇 | 田4筆、畑1筆、面積計2,110㎡、〇〇 |
| 番号18 | 〇〇 | 田1筆、面積217㎡、〇〇        |
| 番号19 | 〇〇 | 田4筆、面積計2,287㎡、〇〇     |
| 番号20 | 〇〇 | 田1筆、面積1,466㎡、〇〇      |
| 番号21 | 〇〇 | 田1筆、面積1,319㎡、〇〇      |
| 番号22 | 〇〇 | 田3筆、面積計1,796㎡、〇〇     |
| 番号23 | 〇〇 | 田3筆、面積計827㎡、〇〇       |



番号 24 ○○ 田 1 筆、面積 1,105 m<sup>2</sup>、○○

番号 25 ○○ 田 2 筆、面積計 122 m<sup>2</sup>、○○

本件は、○○が管理している鉄塔・送電線の経年劣化による建替えと送電線の張替工事に伴う資材置場や作業場所等のための一時転用ですが、計画面積も妥当であり、農振法に規定する農用区域内の農地ではありますが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。場所は参考資料にあります紫色の点線が繋がっている箇所です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を行います。始めに、番号1と2を藤村推進委員にお願いいたします。

藤村 推進委員 雫石地区の藤村です。番号1について報告いたします。現地を確認したところ参考資料のとおり適正に管理されておりました。農地区分等は、事務局の説明のとおり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

次に番号2について報告いたします。

現地確認したところ参考資料のとおり、適切に保全管理されており、申請箇所に測量後の境界杭が設置されておりました。また農地区分は事務局の説明のとおりであり、転用後、周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、いずれも事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長 次に、番号3から13及び番号15から25を吉田推進委員にお願いいたします。

吉田 推進委員 御所地区の吉田です。番号3から25について一括で報告いたします。

鉄塔建替え、送電線張替え工事の対象地である長山堂山から上野松嶺までの鉄塔の下部分を現地確認したところ、参考資料の写真のとおり、適切に管理されている農地でありました。

本件は一時転用かつ農地区分も事務局の説明のとおりであり、転用後に周辺農地に与える影響は少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。8番、木村委員。

8番 木村委員 はい、8番木村です。20箇所以上の点検大変ご苦労様でした。

質問ですが、休憩所や通路、資材置場等が一括して面積が出ているのですが、休

憩所など例えば工事終わりに三か所位のところに一か所作るとか、そういう考えで進んでいるのかと思いますし、どのようにして面積を積み上げてきたのか計算の仕方を説明していただきたいです。

四ツ家主任

送電線工事に関しましては、電気事業工と農地法の事前に通達が出されておりまして、すべてを農地転用の許可をする必要はない。送電線の張替えと鉄塔工事のために最低限必要な施設、もしくは通路に関しては農地転用は不要となっております。実際の面積は、この3～4倍の貸借を〇〇さんと個人さんとの間でやっていると思いますが、実際に農地転用が必要なところは資材置場もしくは、トイレや休憩所として倉庫を置く場所、そういうところだけが転用の許可が必要となる場所となっておりますので個人あたりの転用面積が非常に小さくなっております。こちらを積み上げますと、このような面積になりまして、中には大きく面積を取っているところもありますが、こちらに関しましては作業員用の作業小屋として使うところが幅広くとられていて基本的には、送電線に必ず必要な装置を設置するところがこの箇所には入っておりませんので転用面積自体は小さくなっています。

議 長

はい、8番木村委員。

8番 木村委員

それでは、25箇所を全部使うのか、おそらく工事の進み具合で小さくところろ資材を真ん中に置くなど、箇所によって工事が違うと思いますが、鉄塔の脚が建っているところに全部写真が付いているので全部が同じ面積ではないと思いますし、面積が変わってくると思うので積み上げた面積の簡単な計算の仕方を教えてほしいと思います。

四ツ家主任

計算に関しましては、100枚を超える図面が私のところには届いているのですが実際の計算は、求積表をもとに求めているので、こちらのほうで、どう計算したか説明をすることが難しいのですが、まず鉄塔自体は土地収用と用地買収でなるところなので、そこは転用にならないのですが、そこにいくまでに、はみ出している足場、作業場は転用しなければならないというふうになっているので、わずかにはみ出しているところが計算の中に入っていて、そちらが面積になっています。

8番 木村委員

そうすると単純に、かける25というわけではないですね。

四ツ家主任

はい、かける25ではないです。一人一人、鉄塔を建替えるところと、送電線を張り替えるだけの鉄塔もありますので、それによってかける面積が違うので、かける25にはなっておりません。

8番 木村委員

では、休憩所はどうでしょうか。

四ツ家 主任

休憩所とトイレ、倉庫はそれぞれ9棟ずつです。23件出てきてる中で9棟入っ

てきますので、おそらく鉄塔工事の方々が長くいる場所に設置されると思われ  
ます。

送電線だけを引っ張る場所は作業が長くないので、そういうところには設置さ  
れておりません。以上です。

8 番 木村委員 はい、わかりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、  
原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 『全員挙手』

議 長 全員挙手ですので、議案第2号の番号1から13及び番号15から25は、原案の  
とおり決定いたしました。

議 長 次に、番号14を審議いたします。

本案は、山田推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結  
するまで退席願います。

(山田推進委員退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 番号14 ○○、田1筆、畑2筆、面積計48㎡、○○

こちらも、農振法に規定する農用地域内の農地であります。他と同様、  
農地転用許可基準をみたしているものと思われ。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告がございますが、先ほど  
の報告と同じになりますので、この部分を割愛させていただいてもよろしいで  
しょうか。

委 員 『異議なし』

議 長 それでは、現地確認報告を吉田推進委員にお願いするところではございますが、  
割愛させていただきまして、これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませ  
んか。

委員 (なし)

議長 なければ、これで質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第2号の番号14は、原案のとおり決定いたしました。

(山田推進委員着席)

次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することにご異議ございませんか。

委員 『異議なし』

議長 異議なしと認め、分割して審議いたします。

始めに、所有権移転 番号1並びに利用権設定 番号1、番号2、番号4について、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第3号について説明いたします。

始めに売買による所有権移転について説明いたします。

番号1 ○○ 田1筆、面積 391㎡、  
譲渡人 ○○、 譲受人 ○○、総額 30,000円です。

次に、貸し借りによる利用権設定について説明いたします。

番号1 ○○ 田1筆、面積 1,130㎡、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 8年10ヶ月。

番号2 ○○ 田2筆、面積計 4,221㎡、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10年。

番号4 ○○、田6筆、面積計 12,162㎡、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10年。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第3号の所有権移転 番号1並びに利用権設定  
番号1、番号2、番号4は、原案のとおり決定いたしました。  
次に番号3を審議いたします。  
本案は、3番松ノ木委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終  
結するまで退席願います。

(松ノ木委員退席)

それでは事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 番号3 ○○ 田10筆、面積計19,219㎡、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。  
本案も、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると  
考えます。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございま  
せんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので議案第3号の番号3は原案のとおり決定いたしました。

(松ノ木委員着席)

次に、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

議案第4号について説明いたします。

番号1 ○○ 田1筆、面積104㎡、所有者 ○○。

非農地の事由は、昭和29年頃、隣接する宅地に居宅を建築しその後増築をしていく中で、昭和55年頃、農作業小屋を農地にまたがって建築し、宅地と一体的に利用し現在に至っております。

場所は参考資料にあります『適用外：○○』となっているところです。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することは問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を、砂壁推進委員にお願いいたします。

砂壁推進委員

御明神地区の砂壁です。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ農作業小屋が建っており宅地と一体的に使用されている状態でした。

現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

議案第5号について説明いたします。

本案は、昨年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査及び農地有効利用検討会において図面や写真等を再確認し3名以上の農業委員、推進委員で「非農地」として判定した農地の非農地判断の可否をお諮りするものです。

利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

番号1	畑1筆、所有者	〇〇
番号2	田2筆、所有者	〇〇
番号3	田1筆、所有者	〇〇
番号4	田2筆、所有者	〇〇
番号5	畑1筆、所有者	〇〇
番号6	畑2筆、所有者	〇〇
番号7	田2筆、所有者	〇〇

以上7件、計11筆について、農地の状況は議案書の調査内容に記載のとおり状況であったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号、農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

議案第6号について説明いたします。

審議にあたり、この件に係る税の制度について説明をいたします。

農地の生前一括贈与を受けたことにより納税すべき贈与税、不動産取得税について、引き続き農業経営等を行っていることにより、その納税を猶予されています。

納税猶予を継続するためには3年に一度、「税務局に納税猶予の継続届出書」を提出する必要がありますが、この届出書には、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を添えることとされており、これに係る審議をお願いするものです。

それでは願い出者について説明いたします。

番号1 受贈者 ○○、贈与者 ○○

○○と使用貸借による利用権設定を行い、引き続き農業経営を行っています。

期間：令和3年2月25日～令和6年2月20日

場所は参考資料にあります『引き続き農業経営を行っている等の証明：○○』となっているところです。なお参考資料の写真のとおり、畑として利用されており、引き続き農業経営を行っている等の証明を行うことは問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので議案第6号は、願い出のとおり証明することに決定いたしました。  
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後3時00分

以上が令和6年2月20日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 6 年 2 月 20 日 開催

議長 会長

議事録署名人 2番



3 番

---

---